

会議録（１）

会議の名称	第79回笠縫土地区画整理審議会
開催日時	平成29年5月12日（金） 開会 午前10時00分 閉会 午前11時36分
開催場所	土地区画整理事務所
議長氏名	神田家三
出席委員	神田 家三、藤井 照男、菅間 徹、櫻井 紀万、森口 隆吉 飯能資材株式会社、清水 和雄、島崎 正三、松村 慶身 早田 新次、大熊 進一、栗原 正治、平沼 誠之
欠席委員	宮下 清栄、山岸 治夫
説明者の職氏名	換地補償担当 主幹 進藤 司 工務担当 主幹 春原 秀樹 管理・企画担当 主査 中村 輝義
傍聴者の数	1名
会議次第	別紙会議次第のとおり
配布資料	別紙資料のとおり
事務局職員職氏名	建設部長 天野 佳洋 区画整理課長 加治 茂 管理・企画担当 主幹 赤羽 英紀 換地補償担当 主幹 進藤 司、主任 石田 文彦、津田 理 主事 高橋 一史 工務担当 主幹 春原 秀樹、主査 長田 博史 管理・企画担当 主査 中村 輝義、主任 吉田 昌弘、鈴木 大輔

会議録（２）

議事の概要（経過）・決定事項

- 1 開会（午前 10 時 00 分）
- 2 あいさつ
 - ・ 部長
- 3 議事（公開）
 - (1) 仮換地の変更及び仮換地指定について（諮問）
 - ・ 全員賛成により原案のとおり答申を得た。
 - (2) 評価員の選任について同意を求める件（諮問）
 - ・ 全員賛成により原案のとおり答申を得た。
- 4 報告
 - (1) 仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について（報告）
 - ・ 質問なし。
 - (2) 平成 29 年度の事業予定について（報告）
 - ・ 双柳岩沢線について質問があった。
- 5 その他
 - ・ 保留地処分について説明を行った。
- 6 閉会（午前 11 時 36 分）

会議録（3）

発言者	発言内容
管理・企画担当主幹	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>皆さんこんにちは。定刻となりましたので始めさせていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会をさせていただきます、事務局の赤羽と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>開会にあたりまして、いくつかご報告を申し上げます。本日は宮下清栄委員、および山岸治夫委員より欠席のご連絡を受けております。</p> <p>土地区画整理審議会につきましては、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が会議開催の条件となっております。本日は半数以上の出席をいただきましたので、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>本日、使用する資料につきましては、各委員さんの机上にご用意させていただきました。それ以外の資料は、スクリーンに映写させていただきますのでご了承ください。</p> <p>なお、本日の会議は公開となっております。傍聴の方にも会議で用います資料を用意しておりますが、閲覧用となっておりますので、お帰りの際は受付へご返却をお願いいたします。</p> <p>会議は、お手元に配付してあります次第に基づき進行させていただきます。</p> <p>それでは改めまして、ただ今から第79回笠縫土地区画整理審議会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、天野建設部長からごあいさつを申し上げます。</p>
部長	(あいさつ)
管理・企画担当主幹	続きまして神田会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(あいさつ)
管理・企画担当主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入る前に職員の自己紹介をさせていただきます。</p> <p>(職員自己紹介)</p>
管理・企画担当主幹	<p>ここにおります職員を含め正規職員16名、一般職非常勤職員1名が区画整理課に勤務しております。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。会長に進行をお願いいたします。</p>

会長	<p>それでは会議を進行します。初めに今回の議事録署名委員を指名したいと思います。審議会会議規則第10条第2項の規定により、出席委員2名を指名することになっています。つきましては、12番 早田新次委員、13番 大熊進一委員の2名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
会長	<p>それでは本日の署名委員として、12番 早田委員、13番 大熊委員の2名を指名いたします。よろしく願いいたします。それでは、次第の3、議事の(1)「仮換地の変更及び仮換地指定について」は諮問事項になります。事務局の説明を求めます。</p>
課長	<p>議事の(1)は諮問事項ですので、説明の前に諮問書を朗読させていただきます。</p>
課長	<p>(諮問書第60号の朗読)</p>
課長	<p>それでは、担当よりご説明いたします。</p>
換地補償担当主幹	<p>それでは、議事(1)「仮換地の変更及び仮換地指定について」ご説明いたします。</p> <p>まず、全体図をご覧いただきたいと思います。北が国道299号、南が入間川、灰色の線がJR八高線、黒い線が西武池袋線でございます。</p> <p>今回諮問する箇所は図面上の赤で着色された部分で、全部で7街区になります。</p> <p>まず、23-2街区についてご説明いたします。場所は国道299号と都市計画道路双柳岩沢線が交差する部分の南西になります。</p> <p>変更前につきましては、従前地大字川寺259-1、259-4、261-3、261-11の4筆に対する仮換地が23-2街区3画地で約452㎡です。こちらは、都市計画道路双柳岩沢線の整備に関連し移転をお願いするもので、仮換地指定済ですが、仮換地上に他の方の建物等があるため移転することができない状況です。</p> <p>変更後につきましては、従前地は変更ありません。仮換地につきましては、4街区7画地約277㎡と5街区15画地約202㎡の2か所で、どちらも国道299号からJR八高線佐瀬踏切へ向かう幅員9mの計画道路の西側になります。</p> <p>こちらにつきましては、市の仮換地となっており、現状は更地となっております。</p> <p>更地になっていることで、家屋移転が可能であるため、仮換地の変更をお願いするものです。</p> <p>続きまして、4街区3画地についてご説明いたします。</p> <p>場所は国道299号からJR八高線佐瀬踏切へ向かう道路の西側で、貸家が多くある場所の近くで、先ほどご説明した4街区7画地の北側です。</p>

	<p>変更前につきましては、従前地大字川寺 218-5 に対する仮換地が、4 街区 3 画地約 114 m²で、仮換地指定済です。</p> <p>変更後につきましては、従前地大字川寺 218-5 に対する仮換地が、4 街区 3 画地約 113 m²、大字川寺 218-1 の一部に対する仮換地が 4 街区 8 画地約 113 m²となります。</p> <p>先ほどの仮換地変更の説明をした箇所で、市の仮換地が無道路地となっているため、市の仮換地を有効活用するため、仮換地の変更をお願いするものです。</p> <p>続きまして、116 街区 20 画地についてご説明いたします。</p> <p>場所は原屋さんの西側の道路を南下し、西武池袋線の踏切を渡った西側になります。</p> <p>変更前につきましては、従前地大字笠縫 151-5 に対する仮換地が、116 街区 20 画地約 166 m²で、仮換地指定済です。現状として、他の方のカーポート等があり使用収益を開始できない状況です。</p> <p>変更後の仮換地につきましては、先ほどの説明でもありました佐瀬踏切から北上した道路の西側で、5 街区 11 画地約 167 m²です。こちらにつきましても更地で、使用収益を開始できる状況になっているため、仮換地の変更をお願いするものです。</p> <p>続きまして、83-2 街区 20 画地についてご説明いたします。</p> <p>場所は土地区画整理事務所の南側の西武池袋線沿いです。</p> <p>変更前につきましては、従前地大字笠縫 110-8、110-10 の 2 筆に対する仮換地が 83-2 街区 20 画地約 157 m²で、仮換地指定済です。現状としては、この方は建物移転の予定があるのですが、仮換地先の底地の地権者から了解を得られておらず移転ができない状況です。</p> <p>変更後の仮換地につきましては、区画道路 10-1 号線の西武池袋線の踏切付近で、100 街区 4 画地約 157 m²です。</p> <p>続きまして、167 街区 7 画地についてご説明いたします。</p> <p>場所は、川寺岩沢線の南側になります。</p> <p>変更前につきましては、従前地大字笠縫 98-10 に対する仮換地が 167 街区 7 画地約 128 m²で、仮換地指定済です。現状としては、建物移転の予定があるのですが、仮換地先に他の方の建物等があり移転できない状況のため変更をお願いするものです。</p> <p>変更後の仮換地につきましては、先ほどご説明した区画道路 10-1 号線の西武池袋線の踏切付近で、100 街区 5 画地約 128 m²です。変更前の仮換地も路地状の画地でしたが、変更後も路地状の画地となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	質問等ございましたら挙手願います。
委員	5 街区 15 画地について、路地状の画地となっていますが、何か事情があってそのような形となったのですか。
換地補償担当主幹	こちらにつきましては、かなり大きな土地になっていまして、できれば 1 画地でお返しできれば理想的だと思いますが、なかなか 1 人の方にお返しするということが難しく、調整の上やむなく路地状の画地

	としました。
委員	そのような細い部分で利用はできるのですか。
換地補償担当主幹	十分に幅員を確保しておりますので、この細い部分から車の出入りをし、北側の広い部分に住宅を建てることは可能です。
委員	車は入れるのですか。
換地補償担当主幹	幅員を 2.5m 確保しておりますので、車の出入りは可能です。
会長	他に質問はございますか。
委員	最初に説明された場所は、貸家が多くあるところですか。
換地補償担当主幹	貸家が多くある場所の南側になります。
会長	他に質問はございますか。
	(なしの声あり)
会長	質問は以上でよろしいでしょうか。それでは採決を行います。諮問第 60 号、「仮換地の変更及び仮換地指定について」、賛成の委員の方の挙手を求めます。
	【全員賛成】
会長	全員賛成と認めます。よって諮問第 60 号について諮問のとおり答申することと決しました。答申は、議事(2)の終了後、一括して行いたいと思います。次に、議事の(2)「評価員の選任について同意を求める件」も諮問事項になります。事務局の説明を求めます。
課長	(諮問書第 61 号の朗読)
課長	それでは、担当よりご説明いたします。
管理・企画担当主査	議事(2)「評価員の選任について同意を求める件」についてご説明いたします。資料 1 をご覧ください。 現在、評価員は 3 名おられますが、うち、元いるま野農業協同組合飯能支店長の服部和久氏及び、元飯能市財務部資産税課長の土屋雅洋氏から一身上の都合により辞任の申し出がありました。つきましては、服部和久氏の後任として、いるま野農業協同組合飯能支店長に就任されました有山義則氏を、土屋雅洋氏の後任として、現飯能市財務部参事兼資産税課長の町田守弘氏を評価員として選任させていただきたく、土地区画整理法第 65 条第 1 項の規定により審議会の同意を求める

	<p>ものです。</p> <p>続きまして、資料2をご覧ください。</p> <p>「評価員の選任について（改定案）」についてご説明いたします。</p> <p>現在、本事業における評価員は民間人2人及び官公署1人で構成し、その評価員は土地区画整理法第65条第1項に基づき審議会の同意を得て選任しています。うち、官公署により選任する評価員は、固定資産税の課税業務在職者を選任し、者の人事異動ごとに新たな評価員の同意を得てきたところです。</p> <p>制度運用上では、特定の職をもって選任する場合、あらかじめ審議会において個別の同意を得ていれば、「人事異動があった場合であっても、特定の職」につく者を選任することができます。このようなことから、本運用を準用し、本事業において官公署より選任する評価員を「市財務部局管理職を特定の地位」と定めることについて、貴審議会の同意を求めるものです。</p> <p>なお、民間人から選任される評価員は、現行どおりの手続きにより選任します。</p> <p>こちらにつきましては諮問事項ではございませんが、今後の評価員選任に関連する事項ですので、併せてご説明させていただきました。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>質問等ございましたら挙手をお願いします。質問はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（なしの声あり）</p>
会長	<p>それでは採決を行います。諮問第61号「評価員の選任について同意を求める件」について、賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">【全員賛成】</p>
会長	<p>全員賛成と認めます。よって諮問第61号について諮問のとおり答申することと決しました。本日予定した諮問事項は以上です。事務局は答申書を作成してください。答申書を作成している間、休憩といたします。</p> <p>（休憩 10時37分） （再開 10時42分）</p>
会長	再開します。それでは答申書を朗読します。
会長	（答申書第60号、第61号の朗読）
会長	本日予定した議事については以上で終了しましたので、事務局に進行をお返しします。

管理・企画担当主幹	<p>ありがとうございました。続いて次第の4「報告」に入ります。(1)「仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について」、事務局よりご説明いたします。</p>
換地補償担当主幹	<p>それでは、次第の4「報告」(1)「仮換地指定及び換地設計の軽微な変更について」ご説明いたします。</p> <p>まず、2街区についてご説明いたします。</p> <p>場所は、JR八高線佐瀬踏切から北西の八高線沿いになります。</p> <p>こちらの仮換地につきましては、大きな画地が1画地と細長い画地が1画地の2画地となっていました。所有者の土地利用の意向により変更するものです。</p> <p>変更前は従前地大字川寺 201-1、214-21 に対する仮換地が、2街区12画地約139㎡、2街区54画地約3㎡で、従前地と仮換地が2:2でした。</p> <p>変更後は従前地を分筆し、大字川寺 201-1、214-21、201-14 の3筆とし、これに対する仮換地が、2街区12画地約140㎡、2街区54画地約2㎡となります。この小さな2㎡の部分については、周辺住民のごみ置き場として利用する予定です。また、こちらの場所については、現在建築中であります。</p> <p>続きまして、34街区についてご説明いたします。</p> <p>場所は、木川設備工業さんの北西になります。</p> <p>こちらの仮換地につきましては、大きな画地が1画地と細長い画地が1画地の2画地となっていました。所有者の土地利用の意向により8画地に分割するものです。</p> <p>接道部分から奥の画地につきましては、路地状の画地としての利用となります。</p> <p>分割前は従前地大字笠縫 308-1、309-1 に対する仮換地が、34街区14画地約75㎡、34街区15画地約474㎡です</p> <p>分割後は従前地を8筆に分筆し、これに対する仮換地も8画地となります。</p> <p>続きまして、73街区についてご説明いたします。</p> <p>場所はJR八高線と西武池袋線が交差する場所の東側になります。</p> <p>こちらの仮換地につきましては大きな1つの画地でしたが、所有者の土地利用の意向により5画地に分割するものです。こちらにつきましては、現在5棟建築中です。</p> <p>分割前は従前地大字笠縫 315-1 に対する仮換地が、73街区12画地約638㎡です。</p> <p>分割後は従前地を5筆に分筆し、これに対する仮換地も5画地となります。</p> <p>続きまして、80街区についてご説明いたします。</p> <p>場所は土地区画整理事務所の東側になります。</p> <p>こちらの仮換地につきましても大きな1つの画地でしたが、所有者の土地利用の意向により3画地に分割するものです。こちらにつきましては、現在3棟建築中です。うち1画地につきましては、付保留地と一体の土地として建築中です。</p>

分割前は従前地大字笠縫 135-14、136-1 に対する仮換地が、80 街区 8 画地約 309 m²です。

分割後は従前地を分筆し、4 筆の従前地に対する仮換地が 3 画地となります。

続きまして、97 街区についてご説明いたします。

場所は区画道路 10-1 号線の西側で、JR 八高線と西武池袋線の間になります。

こちらの仮換地につきましても大きな 1 つの画地でしたが、所有者の土地利用の意向により 6 画地に分割するものです。こちらの小さい画地につきましてもは、ごみ置き場として利用する予定です。

分割前は従前地大字川寺 312-1 に対する仮換地が、97 街区 2 画地約 739 m²です。

分割後は従前地を分筆し、6 筆の従前地に対する仮換地が、ごみ置き場を含め 6 画地となります。

続きまして、102 街区、104 街区についてご説明いたします。

場所は区画道路 10-1 号線沿いで西武池袋線の南側になります。

102 街区につきましてもは、分割・変更前は従前地大字川寺 434 の一部に対する仮換地が、102 街区 3 画地約 452 m²、102 街区 6 画地約 8 m²となっておりました。従前地の分筆により大字川寺 434-1 に対する仮換地が、102 街区 3 画地約 452 m²、102 街区 6 画地約 8 m²となります。こちらの仮換地は面積・形状の変更はありません。

104 街区につきましてもは 1 つの画地でしたが、所有者の土地利用の意向により 2 画地に分割するものです。こちらの仮換地につきましてもは、分割・変更前は従前地大字川寺 434 の一部に対する仮換地として、104 街区 11 画地約 317 m²となっておりました。

従前地の分筆により分割後は、従前地大字川寺 434-2、434-3 の 2 筆に対する仮換地が、104 街区 22 画地約 167 m²、104 街区 11 画地約 150 m²となります。

続きまして、125 街区についてご説明いたします。

場所は JR 八高線と西武池袋線の交差する場所の南西側で、公園予定地の西側になります。

こちらの仮換地につきましても大きな 1 つの画地でしたが、所有者の土地利用の意向により 3 画地に分割するものです。こちらの小さい画地につきましてもは、ごみ置き場として利用する予定です。

分割前は従前地大字笠縫 296-1 に対する仮換地が、125 街区 4 画地約 285 m²でした。

分割後は従前地を分筆し、3 筆の従前地に対する仮換地が、ごみ置き場を含め 3 画地となります。

続きまして、148 街区についてご説明いたします。

場所は区画道路 9-6 号線と都市計画道路川寺岩沢線の交差点の東側になります。

こちらの仮換地につきましてもは 3 画地でしたが、所有者の土地利用の意向により変更したものです。こちらの路地状の画地につきましてもは、付保留地と一体の土地として利用する予定です。

変更前は従前地大字笠縫 271-4、271-5、272-9、271-11 の 4 筆に対

<p>管理・企画担当主幹</p>	<p>する仮換地が、148 街区 3 画地約 194 m²、148 街区 4 画地約 17 m²、148 街区 34 画地約 132 m²でした。</p> <p>変更後は従前地を分筆し、5 筆の従前地に対する仮換地を 3 画地としたものです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明は以上です。質問等ございましたら挙手をお願いします。質問がないようですので進めさせていただきます。</p> <p>続きまして (2)「平成 29 年度の事業予定について」事務局よりご説明いたします。</p>
<p>工務担当主幹</p>	<p>それでは、次第の 4「報告」(2)「平成 29 年度の事業予定について」ご説明いたします。</p> <p>まず、こちらの全体図をご覧ください。</p> <p>図面上の黒く塗られた部分が、平成 28 年度までに道路舗装まで完成している部分になります。</p> <p>灰色に塗られた部分は、道路の形態になっていますが完成形にはなっていない部分です。</p> <p>黄色の部分が未着手の部分になります。</p> <p>赤で塗られた部分が平成 29 年度に工事を行う箇所です。</p> <p>それでは詳細についてご説明いたします。</p> <p>まず、都市計画道路双柳岩沢線の整備工事ですが、図面中央付近に L 字型に塗られた部分になります。双柳岩沢線につきましては、昨年度、岩沢北部地内から工事を進めましたが、今年度はそこから先の部分について整備する工事です。工事延長が 280m、幅員が 12m となります。</p> <p>写真をご覧ください。区画道路 10-1 号線との交差点から岩沢方面を見た写真になります。</p> <p>現在は道路の両端部分が砂利敷ですが、両側に 2.5m の歩道を設置し完成形で整備をします。</p> <p>次に同じ交差点から北側を見た写真ですが、変電所の先まで幅員 12m の道路として完成形で整備をします。</p> <p>また、本工事と並行して上下水道の工事を行う予定です。</p> <p>続きまして、都市計画道路川寺岩沢線の整備工事です。区画道路 9-6 号線との交差点から東西の部分の工事となります。工事延長が 250m、幅員が 12m で、完成形での整備となります。</p> <p>写真をご覧ください。区画道路 9-6 号線との交差点で、東側を見た写真になります。左が北で、右が南になります。</p> <p>先に見えるのは、JR 八高線の高架です。将来的に八高線との交差部分についてはアンダーパスで整備を行いますが、今年度は、その手前の道路を拡幅する部分までの整備を行います。</p> <p>次に同じ交差点から西側を見た写真です。写真中央奥に見える看板付近まで整備を行います。</p> <p>続きまして、JR 八高線佐瀬踏切の北側で、先ほど仮換地の諮問で説明した箇所になります。</p>

<p>管理・企画担当主幹 委員</p>	<p>こちらにつきましては、建物の移転に伴う宅地の造成工事と道路の整備工事を一体で行います。工事延長が 60m、幅員が 4m で、同時に水道の工事を行う予定です。</p> <p>写真をご覧ください。区画道路 4-2 号線を西から見た写真です。写真奥の突き当りの道路が佐瀬踏切へ向かう南北の道路です。</p> <p>こちらの道路の整備と、左側の宅地造成を行う工事となります。</p> <p>続きまして、JR 八高線佐瀬踏切の東側で、南北と東西の道路の整備と、八高線沿いの道路の側溝整備工事を行います。工事延長は 193m です。</p> <p>写真をご覧ください。写真奥は行き止まりとなっておりますが、この先に延びる区画道路 6-19 号線について側溝の整備を行います。また、周辺の南北の道路と東西の道路について整備を行います。</p> <p>続きまして、4-10 号線道路整備工事ですが、昨年度行った双柳岩沢線の工事区間の南側で、島崎工業さん付近です。</p> <p>こちらも上下水道の工事と一体で進めていき、完成形で整備を行う予定です。</p> <p>工事につきましては以上です。続きまして、建物移転補償についてご説明いたします。</p> <p>まず、国道 299 号から佐瀬踏切へ向かう道路の西側で 1 件、柳原公園の北西で国道沿いの 1 件、国道 299 号と双柳岩沢線の交差点から南西の箇所です 3 件、かつやさんの南側で 1 件、土地区画整理事務所の南側で 1 件の合計 7 件の建物移転補償を予定しております。</p> <p>続きまして、下水道工事の予定についてご説明いたします。先ほどご説明しました工事と並行して進めていく予定です。</p> <p>まず、双柳岩沢線の変電所付近について、第 1 工区として直径 200 mm の管を 89m 布設します。</p> <p>次に JR 八高線沿いの 6-14 号線の工事箇所ですが、第 2 工区として直径 200 mm の管を 70m 布設します。</p> <p>次に島崎工業さんの南側部分で、第 3 工区として直径 200 mm の管を 45m 布設します。</p> <p>最後に川寺岩沢線ですが、第 4 工区として直径 200 mm の管を 125m 布設します。</p> <p>今年度の下水道工事予定について以上です。</p> <p>続きまして、昨年度の工事の状況についてご説明いたします。</p> <p>こちらの写真をご覧ください。昨年度、双柳岩沢線の整備工事を行い、岩沢の白鬚神社付近から笠縫方面に 750m 整備をしました。こちらの写真は岩沢北部地区から笠縫地区方面を撮影した空撮写真になります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明は以上です。質問等がございましたら挙手をお願いします。</p> <p>双柳岩沢線の変電所から国道 299 号までの区間は、開通までにどのくらいの期間がかかりますか。</p>
-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

工務担当主幹	こちらの区間につきましては、用地の確保ができていない箇所があり、現在も交渉中です。現時点では開通するまで何年というようなことは申し上げられませんが、話がまとまり次第進めていきたいと考えております。
委員	その部分の航空写真はありますか。
工務担当主幹	この部分の航空写真はありません。
委員	問題のある土地が残っているのですか。
工務担当主幹	まだ、交渉中の方がおります。
委員	その部分が開通しないと区画整理事業を進めている意味がないと思います。東西の道路よりも南北の道路を通すことが一番の課題であり、重要なことだと思います。なぜ、そこを優先的に進められないのでしょうか。
課長	この区間については、まだ用地が確保できていない部分があります。また、国道 299 号の旧道もあり、区画整理で進めているので、関連する周囲の建物の移転が完了していません。昨年度から電柱と、変電所からの埋設物について移設を進めているところです。 なお、用地が確保できていない部分については、地権者の方にご了解いただけるように交渉を続けている状況です。
委員	交渉は何年ぐらいかかっているのですか。
課長	地権者の方にいろいろな事情があるということで、引き続き交渉をしていきます。
委員	現地を見る限り建物がない状態の部分が多いので、地域の方から見ると、どうして整備しないのかとってしまうのではないかと思います。
課長	現状は更地になっているのですが、まだ、了解が得られていない部分があります。
委員	用地が確保できていない部分を迂回して整備するとか、何か方法はないのですか。何十年前からの課題であると思います。この問題が解決しなければ区画整理事業を進めても価値がないと思います。 どのような方法だったら開通できるかを、もう一度検討していただきたいと思います。
委員	今年度の双柳岩沢線の工事予定区間は、変電所付近までとなっていますが、そこから北側の区間については狭くなっています。

	<p>南側の交差点には、北上する車両を制限するためにガードパイプを設置していますが、工事完了後は撤去しますか。</p>
課長	<p>工事完了後は撤去する予定です。</p>
委員	<p>撤去してしまうと、そのまま北上してしまう車両が増えるのではないのでしょうか。旧道まで拡幅されるのであれば良いのですが、変電所付近から北側は狭いままだと、すれ違いもできなくなってしまうのではないのでしょうか。</p>
課長	<p>狭くなる手前に設置する予定です。</p>
委員	<p>変電所付近まで整備されても、現在と同様にガードパイプを設置し、北上する車両に制限をした方が良くと思います。</p>
課長	<p>警察と協議しながら、供用開始までに決めていきたいと思います。</p>
委員	<p>狭山市の区画整理事業で直接施行を行ったという話を聞きました。最終的に地権者の理解が得られない場合には、そのような手段をとることを考えなくてはならないのでしょうか。</p>
課長	<p>笠縫地区の建物移転率につきましては、今年度の予定を含めて約90%です。現時点では直接施行で進める段階ではないと考えております。</p>
委員	<p>1件だけが反対して事業が進まないのであれば、直接施行についても考えていかなくてはならないと思います。</p>
課長	<p>今のお話の中で、地権者の方が反対しているというような内容で捉えられているようですが、必ずしも反対ということだけではありません。事業には反対していないが、地権者の事情によるということです。</p>
管理・企画担当主幹	<p>他にご質問等はございますか。</p>
委員	<p>島田自転車店前の交差点に信号を設置することは可能ですか。</p>
工務担当主幹	<p>信号機の設置につきましては、区画整理事業地内だけでなく、飯能市全体の要望を取りまとめて、警察と公安委員会へ要望を提出しています。</p> <p>信号機を設置するための様々な要件がありまして、地域から要望があった箇所を全て警察に要望するのではなく、精査をしたうえで要望しています。信号機の新規設置数については埼玉県全体で年間30か所程度と、警察としても新規の設置はあまり認めておらず、審査が厳しくなっている状況です。</p> <p>この場所については設置要件を満たしているかどうかは確認しないと分かりませんが、設置要望が出れば要望することは可能だと思います。</p>

	<p>す。但し、警察の審査は厳しくなっているので、実施に設置されるかどうかは分からない状況です。</p>
課長	<p>市の組織では、生活安全課が所管しておりますので、今回の審議会では信号機設置の話があったということは伝えておきます。</p>
委員	<p>その交差点の角に赤いポールを設置していますが、島田自転車店の要望で設置したのですか。</p>
工務担当主幹	<p>この交差点の整備をしたときに、警察からの指示で設置したものです。</p>
委員	<p>工事中だと警察も正式な交通規制をかけるというのはなかなか難しいかもしれません。ポール等での物理的な規制をなさいたいというような指示が出ると思います。新しく道路が整備されると、地区外からの通過交通も増えて事故も増えてくるのではないかと思います。警察協議というお話が出ましたので、これからも協議を続けて、事故が起こらないように事業を進めていただきたいです。</p> <p>それから、全体的なことですが、事業の進捗率についてはどのように考えれば良いですか。</p>
課長	<p>建物移転率でご説明させていただいております。今年度の建物移転が完了すると進捗率は約90%となります。</p>
管理・企画担当主幹	<p>他に質問等はございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>続いて次第の5「その他」に入ります。</p> <p>初めに事務局よりご報告いたします。</p>
管理・企画担当主査	<p>保留地処分について報告いたします。</p> <p>昨年度、一般保留地の処分につきましては、17画地を売り出しまして、笠縫地区で1画地、双柳南部地区で1画地の合計2画地を処分することができました。</p> <p>お手元に配布させていただいた保留地販売に関するチラシをご覧ください。</p> <p>平成29年1月20日付で飯能市保留地処分に関する規則の一部を改正しました。</p> <p>毎年8月に受付を開始する抽選販売において、申込者は抽選参加保証金の納入が必要でしたが、これを廃止としました。また、保留地につきましても、所有権移転登記が完了するまで、相続等を除き原則として権利譲渡は禁止されていましたが、所定の手続きを行うことで譲渡することが可能となりました。これにより、不動産業者等による住宅販売目的での購入が可能となりました。</p> <p>いずれの規則も、保留地の購入を検討している方にとっては、申込みしにくい要因の一つであったと思いますが、今回の改正により購入しやすい状況になりました。</p>

<p>管理・企画担当主幹</p>	<p>今後も、「売れる 買やすい」保留地処分に向けたPRや販売方法について検討を続けていきたいと考えております。</p> <p>本年度の保留地販売につきましては、笠縫地区で12画地、岩沢北部地区で2画地の合計14画地を販売する予定で、準備を進めているところです。</p> <p>7月1日号の広報はんのう、市ホームページ等でお知らせいたしますが、チラシができましたら審議会委員の皆様には郵送させていただきます。</p> <p>お知り合いの方で土地をお探しの方がいらっしゃいましたら、ご紹介いただければ幸いと存じます。今後もよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>課長</p>	<p>事務局からは以上でございます。</p> <p>委員の皆様から何かございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上で本日の審議会については終了させていただきます。委員の皆様、ありがとうございました。最後に加治課長より閉会のあいさつを申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">(あいさつ)</p> <p>(閉会 午前11時36分)</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____